

令和８年度 国際性に富む人材育成事業
グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
アジア語学交流研修に係る業務委託 企画提案応募要領

この要領は、令和８年度国際性に富む人材育成事業 グローバル・リーダー育成海外短期研修事業アジア語学交流研修に係る業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 業務概要

- (1) 事業名：国際性に富む人材育成事業
(細事業名) グローバル・リーダー育成海外短期研修事業
アジア語学交流研修
- (2) 業務期間：契約締結の日から令和９年３月２５日まで
- (3) 内容：事業目的等の詳細は、令和８年度国際性に富む人材育成事業グローバル・リーダー育成海外短期研修事業アジア語学交流研修に係る業務委託仕様書を参照

2 主催及び連絡先

- (1) 主催：沖縄県教育庁県立学校教育課
- (2) 連絡先：沖縄県教育庁県立学校教育課 担当：普通教育班 西田 都
〒902-8501 沖縄県那覇寄宮 1-2-16
TEL：(098) 866-2715 FAX：(098) 995-7702
E-mail：nishidmi@pref.okinawa.lg.jp
※連絡の際の件名は、「グローバル・リーダー育成海外短期研修事業アジア語学交流研修 企画提案」とすること。

3 予算額

委託料上限額：委託料金 8,434,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

※ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

※ 事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額（一般管理費は除く）を契約額の範囲内で支払うものとする。

4 応募資格

- (1) 旅行業法施行規則第１条の２に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。コンソーシアムの場合には、構成員の１者以上がこの条件をみたすこと。
- (2) 過去２年間に、類似事業の実施、または海外留学・研修に関する活動実績を有すること。
- (3) 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の１者以上がこの条件をみたすこと。
- (4) *¹地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (5) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程

- 第7条第2項(昭和47年7月20日告示第69号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※ (7)については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。
- (8) コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画提案に重複して参加する者でないこと。
- (9) 県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。
- ※複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の1人以上がこの条件をみたすこと。

5 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

6 企画提案応募要領等の配布

- (1) 掲載期間：令和8年7月31日（金）～ 8月19日（水）
- (2) 掲載場所：沖縄県ホームページおよび沖縄県教育委員会ホームページ

7 企画提案書の内容

- (1) 積算内容について
「令和8年度 国際性に富む人材育成事業 グローバル・リーダー育成海外短期研修事業 アジア語学交流研修に係る業務委託仕様書」9（1）、（2）参照。
- (2) 選考試験の実施方法及び選考後の結果通知方法について
一次〔書類選考〕・二次試験の内容と実施方法、開催場所等について明記すること。
※ 県立学校教育課と調整
- (3) 研修プログラムについて
派遣先国、派遣者数、派遣期間、各々の研修の特徴を活かした内容（高校または大学での授業体験、施設見学、現地学生（高校生等）との交流等）、宿泊の形態（寮・ホームステイ等）、その他必要な事項を含めること。なお、訪問先の学校については、受入れについて確約を得ること。
- (4) 生徒及び引率者の派遣について
派遣に関してのプログラムを作成し、移動、宿泊、食事、学習等の手配を行い、全行程が効果的かつ安全に実施できるように留意すること。また、緊急時の連絡体制について、段

階（テロ・事件事故・航空機の欠航等）に応じた対応を含めて記載すること。

(5) 派遣に関わる事前・事後研修の実施について

研修の回数、研修内容（事前オリエンテーション・語学学習・必要な知識の導入・まとめ等）、担当講師の人选方法について記載すること。

(6) 代替研修について

感染症等の影響で海外派遣できない場合、代替研修としてオンライン研修等を実施すること。代替研修の回数は6～8回とし、内容について記載すること。

(7) 研修実施後の実施内容報告と清算業務の方法について

P D C Aをどのように行うか、アンケートの内容等見据えた取り組みについて、研修報告書の作成について、精算に係る体制の確立について記載すること。

(8) プログラム実施に関係する団体と受託者との関係について

派遣先団体の選定方法や受託者との関係等について記載すること。また安全面の確保や、連絡体制等について記載すること。

(9) 委託を受けるにあたっての懸念事項等について

懸念事項等があれば記載すること。

8 企画提案書等の体裁

原則としてA4版横置き、20ページ以内、左上1箇所綴り（長辺綴り）とする。

ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和8年8月10日（月）15時00分まで

(2) 質問方法：質問票（様式任意）に必要事項を記入のうえ、担当者宛てに電子メールで送信すること。

(3) 回 答：令和8年8月12日（水）までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問と回答内容は、教育委員会ホームページにて公開する。

10 企画提案応募申請書の提出期間

令和8年8月14日（金）～8月19日（水）15時00分まで

※ 12(1)で定める【様式1】により、2(2)に定める連絡先あて、持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限必着で送付すること。

11 企画提案書提出期限

(1) 提出期限：令和8年8月19日（水）15時00分まで

(2) 提出場所：沖縄県教育庁県立学校教育課（那覇市寄宮1-2-16 ※旧県立図書館内）

※ 2(2)に定める連絡先あて、持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限必着で送付すること。

(3) 提出書類：12に定める書類のうち、(2)【様式2】～(6)【様式6】

(4) 提出部数：8部

12 提出書類等

(1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・【様式1】

(2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・【様式2】任意様式

(3) 団体等概要表（組織図、業務内容、資格等）・・・・・・・・・【様式3】任意様式

(4) 実績書・・・・・・・・・・・・・【様式4】

- (5) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】
 - (6) 見積明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】任意様式
- ※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。

1 3 企画提案プレゼンテーション日時

(予定) 日時：令和8年8月28日(金) 14時00分～15時30分

場所：沖縄県教育庁 会議室(1階)

那覇市寄宮1-2-16 ※旧県立図書館内

1 4 選定方法

- (1) 企画提案書及び関係書類を提出後、上記1 3で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会にて審査を行い、優先交渉権者を決定する。その結果は応募者へ通知する。
ただし、応募者の中に適格者がいないときは優先交渉権者を選定しない場合がある。
また、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。
- (2) 応募者が4者以上ある場合は、県立学校教育課にて第一次審査(書類審査)を行い、上位3者以内に選定し、上記1 3で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。

1 5 その他

- (1) 提出書類等の作成及び上記1 3のプレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画提案書において提案すること。
- (4) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (6) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。

*1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。